

2019年度北海道政策補正予算編成 及び 道政執行に関する要望・提言

2019年5月24日

北海道議会 民主・道民連合議員会
会長 稲村 久男

1 誰もが安心して暮らせる北海道

(1) 人口減少と札幌一極集中

- 道内人口の三分の一以上が既に、札幌市とその周辺市町村に集まっている。これは札幌圏以外の地域での暮らしが困難になっていることを端的に表す現象である。一方、札幌圏においても、人口集中に伴う高齢化の急速な進行など、新たな課題が発生している。これまでのような中央依存から脱却できない道政運営ではなく、自らの意思で北海道の将来ビジョンを早急に道民に示すこと。
- 人口減少対策は、過去の施策の検証、反省抜きでは実効性は確保できない。少なくともこれまでの関係施策を真摯に検証し、対策を構築すること。また施策展開に際しては、道民、自治体との協働で施策を組み立て実現すること。

(2) 医療と福祉

- 地域の最も重要な生活インフラの一つである身近な病院・医療機関の維持に努めるとともに北海道における二次医療・三次医療の提供体制の充実に努めること。希望する市町村に対しては、広域連合による病院運営への移行を支援すること。
- 道の、医師や看護師、医療技術者及び介護職の確保対策を充実させ、各市町村に対し人材確保の支援を行うこと。関係団体や養成機関をはじめ官民が協調し、職員の処遇改善や地域偏在をなくす仕組みづくりなど、人材不足の解消を総合的に進めること。
- 地域包括ケアの機能強化に向け、医療、看護、介護サービスの連携体制とスクールソーシャルワーカー、コミュニティソーシャルワーカーの配置などを促進し、関係機関が連携して困りごとを抱える全ての人々がアウトリーチ型（伴走型、訪問型）の支援を受けられる仕組みづくりを進めること。
- 現在、多くの医療機関で電子カルテが導入され、同一病院内での一患者一カルテが実現されることとなったが、今後は、医療機関による患者情報の共有が課題となる。とりわけ大規模自然災害時においては、被災患者のカルテ情報の共有は極めて重要であることから、患者カルテ情報を必要な時に入手できるよう基盤整備をはかること。

(3) 子ども・子育て

- 「貧困の連鎖」を断ち切るため、ひとり親家庭をはじめ生活困窮家庭への経済的・社会的支援を拡充し、家庭の経済格差が子どもの人生の選択肢を狭めることがないように、総合的かつ必要な支援制度を行うこと。
- 待機児童・潜在的待機児童の解消をめざすとともに、保育の質の確保・向上を進めること。保育士・幼稚園教諭等の待遇改善をはかるとともに、人

材養成への支援を拡充すること。

- 児童虐待、いじめ、自殺問題に真正面から取り組み、児童相談体制の充実、関係機関の情報共有と連携強化を進め、子ども一人ひとりに応じた支援を拡充すること。

(4) 教育

- 教育の機会均等を確保する観点から、大学や専門学校など高等教育を受ける学生が、家庭の状況によらず入学でき、奨学金の返済に悩むことなく、卒業・就職できるよう、給付型奨学金制度を拡充すること。
- 北海道の公立高校はこの12年間で51校も統廃合され、地域から高校が無くなることで、教育の機会均等が保障されず、子育て世代の流出と地域経済の衰退まで招いている。全ての子どもたちが地元の高校に通うことができよう、広域・少人数・地元産業に対応する高校改革を進め、地域の高校存続をめざすこと。
- 全ての人々が人権を尊重され、障がいの有無や民族・性的指向・性自認などによって差別・排除されることのない社会をつくるため、学校教育における人権尊重、インクルーシブ教育の推進、学校のバリアフリー化に取り組むこと。
- 教職員の長時間労働の是正、非正規教職員の抜本的な処遇改善など、労働環境の改善をはかること。
- 子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの「見守り」機能の充実、豊かな教育の保障、きめ細かい教育の推進のため、「30人以下学級」の推進に取り組むこと。
- 子どもたち一人ひとりが社会で自立するため、学力調査のあり方を見直し、真に必要な学力を身につけさせること。

(5) 雇用

- 後継者・人材不足への、業種を超えた総合的な対策・支援体制を構築すること。また人材の都市部への流出・集中による中小企業・小規模事業者の人材不足を補うため、U・I・Jターンの促進による人材確保、人材育成、起業促進、企業誘致などについて必要な支援を行うこと。
- 女性や若年者雇用を促進するため、市町村における無料職業紹介事業の実施や、求職者の生活状況や地域の実情に応じた就労支援の実施体制を整備すること。
- 障がい者などの自立支援と社会参加を促進し、多様な就労機会と雇用を広げ、労働条件の改善をはかるとともに、高齢者には経験やスキル、労働意欲に応じた就業環境を整備すること。
- 道内民間企業の経営環境、労働者の雇用・労働条件の確保、公共サービスの供給体制の安定化をはかる観点に立ち、公正な入札・契約を進めるため、総合評価落札方式入札の適用拡大を進めるとともに、「公契約条例」の制定等の対策に取り組むこと。
- 昨年秋の臨時国会で、国が拙速に決定した外国人材の受け入れ拡大が本年4月にスタートしたが、地域や自治体では、言語や雇用環境のトラブル、治安の悪化などに大きな不安を残したままだ。道は、早急に地域の実情を踏まえ、外国人材の地域での生活や教育・就労環境の整備等、受け入れ体制の整備をはかること。

(6) 防災・減災

- 胆振東部地震をはじめとした災害対応の検証を行い、地域防災計画の必要な見直しを進めること。見直しの作業にあたっては、住民や企業等の参加のもとで、地域の防災体制の強化と一体で進めること。
- 地域住民に限らず、仕事や旅行での訪問者を含む、避難・防護できる体制の整備を進めるとともに、外国人の住民・旅行者に対する多言語対応をはじめとしたサポート体制の整備を進めること。
- 自治体庁舎や学校をはじめとした公共施設の耐震化を進めるとともに、再

- 生可能エネルギーを活用した非常用電源確保を進めること。
- 胆振東部地震の経験を踏まえ、幼稚園から小学校、中学校、高等学校のそれぞれの段階に応じて、災害に対応できるよう、「人を育てる防災教育」の充実に取り組むこと。

2 持続可能で潤いある北海道

(1) 農林水産業

- 多様な家族農業などの維持発展に向けて生産現場に寄り添った地域提案型の北海道農政を推進すること。
- 現在、日米貿易協定交渉が農産品の関税引き下げの合意に向け、早期決着が求められている。本道農業に甚大な影響をもたらす日米貿易協定交渉に反対するとともに、TPP11及びEPA交渉の結果も踏まえ、道内農業への影響を早急にとりまとめ、国に必要な対策を求めること。
- 国際社会に対して漁業資源の保全を訴えるとともに、現場軽視の安易な漁業法改正などの水産政策改革を是正させ、北海道の漁業・水産加工業の振興をはかること。
- 地球温暖化森林吸収源対策の推進をはかるため、林業事業者や人材育成の支援措置の充実、森林整備に必要な財源を確保し、林業の振興を進めること。また、森林の多面的機能の発揮を通じ、「防災」「減災」につながる森林整備・治山事業の推進をはかること。

(2) 観光

- 地域の観光資源を活かした周遊メニュー開発や、地域間連携・交通網整備などの一体的な観光振興を進めること。
- 急増する外国人観光客の受け入れ体制整備のため、外国人観光客の宿泊に一定率の課税を行うなど、税収で外国人向けの観光施策の充実をはかること。
- カジノを含む特定複合観光施設の整備を促進する「特定複合観光施設区域整備法（いわゆるIR法）」は、ギャンブル依存症などの課題が未整理の上、肝心の経済効果も不透明なことから、北海道への誘致には反対すること。

(3) 地域産業

- 「中小企業憲章」に基づく中小企業施策を推進し、地域の雇用の安定と創出、所得の向上、人材育成や企業支援等に取り組み、地域社会における中小企業の役割を高めること。
- クラウド・ファンディングの取り組みを支援し、北海道ブランド、道内市町村ブランドに根ざした魅力的な商品・サービスの開発を推進すること。
- 中小企業・小規模事業における生産性向上の実現に向け、中小企業等のAI導入や利活用のための方策を検討し、深刻化する人材・人手不足に取り組むこと。

(4) 地域交通

- JR北海道の路線見直し問題は、廃止を前提とするのではなく、北海道の将来を見据え、北海道がイニシアチブをとって市町村・関係者と連携し、基幹的交通機関である鉄路を活かす方向性で検討すること。
- 高齢化の進展などによって深刻化が進んでいる、いわゆる「買い物弱者」の問題への対策にあたっては、民間事業者とも連携し取り組みを進めること。
- 深刻な状況となっている自動車運送事業における運転手不足に対して、免許取得にかかる費用の支援、長時間労働の是正など、運転手の負担軽減に向けた制度を構築すること。

3 原発なしで安心して暮らせる北海道

- 地域分散型のエネルギーシステムとネットワークづくり、再生可能エネルギーの導入拡大と脱原発への道筋などを総合した「北海道エネルギービジョン」を策定し、オール北海道で推進していくこと。
- 再生可能エネルギーの積極的な導入と推進、エネルギーの地産地消と地域経済の好循環と活性化を進め、再エネ・省エネ産業における雇用の創出と拡大、住民サービスの充実をはかること。
- 大規模電源の集中立地によるリスクを解消するため、新技術の導入や地域新電力の振興なども含め、分散型エネルギーシステムを構築すること。
- 2020年度の発送電分離を見据え、地域主導、地域貢献型の再生可能エネルギーの接続を優先するなど、真に地域のインフラとしての送電網整備を、国と連携して促進すること。
- 核のゴミは受け入れ難いことを表明した2000年制定の「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を遵守し、道内における高レベル放射性廃棄物の最終処分を認めないこと。

4 行財政改革と道政運営改革について

- 北海道には、広域自治を担う北海道庁、基礎自治を担う179の市町村が存在し道民生活を支えている。全ての道民が安全・安心して生活していくためには、市町村による質の高い公共サービスの提供と、市町村を支える北海道庁の働きが不可欠だ。市町村同士の相互協力、総合振興局・振興局による市町村支援を積極的に推進していくこと。
- 道州制特区制度、支庁制度改革、道から市町村への権限移譲、市町村合併などを真摯に検証し、人口減少時代の北海道におけるビジョンを構想し、市町村との連携を軸に各圏域における機能・役割を確立すること。
- 今後の行財政改革にあたっては、バックキャストイングの発想法を取り入れ、具体的な期限や目標、行動を設定し、北海道の今後に即した改革を進めること。
- 高橋道政下、行財政改革のために道職員給与は10年余り削減され、職員数も減少の一途を辿ってきた。こうした縮小型の手法は、仕事に対する意欲に好ましくない影響を与えてきた。職員が前向きに、一人ひとりが能力を発揮して政策課題に取り組むことができる態勢と環境を整えること。

以上